

長野県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び
関係使用者の意見聴取に関する公示

長野労働局一般公示第4号

長野地方最低賃金審議会は、長野県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、長野県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和7年7月24日（木）までに、長野地方最低賃金審議会（長野市中御所1丁目22番1号 長野労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年7月3日

長野労働局長 三浦 栄一郎

